

**日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、  
国会が批准することを求める意見書**

昨年7月7日、「核兵器禁止条約の国連会議」で、人類史上初めて核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出した。しかし、この会議で唯一の戦争被爆国の日本政府は核兵器保有国と歩調を合わせ不参加であった。

この「核兵器禁止条約」の前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性が明確に述べられており、「核兵器使用の被害者(HIBAKUSHA)及び核実験の被害者」にも言及している。

また、第1条では、核兵器の法的禁止の内容、使用の威嚇などが禁止され、第4条では、核兵器保有国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされており、核兵器保有国が条約に参加する道が開かれている。

私たち庄原市民は、1945年8月6日、アメリカ軍が広島に投下した原子爆弾によって被災した被害者が鉄路で市内に搬送された際、全市をあげてその救護にあたり、その悲惨な被害の実相に触れてきた。そして、毎年8月6日に広島で開催される核兵器廃絶に向けた世界大会を目指して継続実施されている「草の根平和行進」や「反核平和のリレー」を、行政、議会が強く支援し、一日も早く世界から核兵器が廃絶されることを願ってきた。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、核兵器保有国によりそって軍事的圧力を高めることから早期に離れ、核兵器廃絶に向けた世界の歴史的な流れを推進するとともに、速やかに条約へ調印し、国会での批准を経て条約が正式に発効されるよう努力すべきである。

よって、下記について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 日本政府は速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
2. 衆議院・参議院の両院で早急に核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

広島県庄原市議会